4　第一項第二号に掲げる表中「単体資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であって、前項に規定する単体自己資本比率及び第八項に規定する単体レバレッジ比率以外の比率をいう。

［5～7　略］

8　第一項第三号に掲げる表中「単体レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であって、第三項に規定する単体自己資本比率及び第四項に規定する単体資本バッファー比率以外の比率をいう。

9　第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であって、次項に規定する連結資本バッファー比率及び第十四項に規定する連結レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「連結普通出資等Ｔｉｅｒ1比率」、「連結Ｔｉｅｒ1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

10　第二項第二号に掲げる表中「連結資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であって、第九項に規定する連結自己資本比率及び第十四項に規定する連結レバレッジ比率以外の比率をいう。

11　［略］

12　第二項第二号に掲げる表中「外部流出額」とは、農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫及びその子会社等の連結自己資本比率（第九項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり農林中央金庫の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通出資等Ｔｉｅｒ1比率（第九項に規定する連結普通出資等Ｔｉｅｒ1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（農林中央金庫及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において農林水産大臣及び金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

［一～三　略］

四　その他Ｔｉｅｒ1資本調達手段（第九項に規定する連結Ｔｉｅｒ1比率に算入することができる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

［五・六　略］

13　［略］

14　第二項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であって、第九項に規定する連結自己資本比率及び第十項に規定する連結資本バッファー比率以外の比率をいう。

第二条　農林中央金庫が、その自己資本比率（単体自己資本比率又は連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）又はレバレッジ比率（単体レバレッジ比率又は連結レバレッジ比率をいう。以下この条において同じ。）が農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その自己資本比率又はレバレッジ比率を農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて確実に

4　第一項第二号に掲げる表中「単体資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。

［5～7　同上］

［項を加える。］

8　第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であって、次項に規定する連結資本バッファー比率以外の比率をいい、同表中「連結普通出資等Ｔｉｅｒ1比率」、「連結Ｔｉｅｒ1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

9　第二項第二号に掲げる表中「連結資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。

10　［同上］

11　第二項第二号に掲げる表中「外部流出額」とは、農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫及びその子会社等の連結自己資本比率（第八項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり農林中央金庫の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通出資等Ｔｉｅｒ1比率（第八項に規定する連結普通出資等Ｔｉｅｒ1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（農林中央金庫及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において農林水産大臣及び金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

［一～三　同上］

四　その他Ｔｉｅｒ1資本調達手段（第八項に規定する連結Ｔｉｅｒ1比率に算入できる資本調達手段をいい、連結普通出資等Ｔｉｅｒ1比率に算入できる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

［五・六　同上］

12　［同上］

［項を加える。］

第二条　農林中央金庫が、その自己資本比率（単体自己資本比率又は連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）が農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その自己資本比率を農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を農林水産大臣及び金融庁長官に提出した場合には、農林中央金庫について、当該区分に応じた命令は、農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等